

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 1 1 月 2 1 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門
釧路拠点長 伊藤 明

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 根室海峡沿岸海域におけるトド来遊状況および焼印標識
個体調査業務一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和 8 年 3 月 2 日
- (4) 履行場所 業務仕様書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該
金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該
金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り
捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消
費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者
であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の
1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1
3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一
資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」
又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及
び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止
措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条
第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識、技術を有することを証明した者であること。
- (6) 本業務を履行しうる体制を有することを証明した者であること。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
北海道釧路市桂恋 1 1 6 番地
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門 釧路拠点
管理チーム（用度担当）
電話 0 1 5 4 － 9 2 － 1 7 0 9
F A X 0 1 5 4 － 9 1 － 9 3 5 5
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「根室海峡沿岸海域におけるトド来遊状況および焼印標識個体調査業務 入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記 ① あて F A X 送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「根室海峡沿岸海域におけるトド来遊状況および焼印標識個体調査業務 入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記 ① あて F A X 送

信すること。

4．入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和7年12月1日までに上記3．あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に對して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5．証明に関する事項

- (1) 証明書等
- (2) 提出場所
- (3) 提出期限

競争参加者は、上記2．（5）、（6）を証明する証明書等を提出しなければならない。

入札説明書による。

3．①に同じ。

令和7年12月2日 12時00分

6．入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所

令和7年12月9日 10時00分
北海道釧路市桂恋116番地
国立研究開発法人水産研究・教育機構
釧路庁舎 会議室

- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和7年12月8日 17時00分
3．①に同じ。

7．その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要。

- (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

- (7) 詳細は入札説明書による。

8．契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- (2) 公表する情報
上記 (1) に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者 (当機構 O B) の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
 - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

- (3) 当機構に提供していただく情報
- ① 契約締結日時時点で在職している当機構 O B に係る情報 (人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として 7 2 日以内 (4 月に締結した契約については原則として 9 3 日以内)

- (5) その他
当機構ホームページ (契約に関する情報) に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9 . 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準) 」 (平成 1 9 年 2 月 1 5 日文部科学大臣決定) に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」 (URL : http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf) をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類 (① 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、② 国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③ 誓約書) は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか 1 箇所に 1 回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件名

根室海峡沿岸海域におけるトド来遊状況および焼印標識個体調査業務

2. 業務目的

本業務は、北海道根室海峡沿岸海域における小型船舶および小型無人航空機を用いた目視調査を委託し、当海域におけるトドの来遊分布、来遊個体数およびそれに含まれる焼印標識個体情報の取得を目的とする。

3. 履行期限

令和8年3月2日

4. 業務場所

北海道根室海峡沿岸海域のうち、目梨郡羅臼町ペキンノ鼻～標津郡標津町標津漁港を調査対象海域（図1）とする。調査対象海域は以下の3区域で構成する。

- A) 羅臼海域陸上目視調査：羅臼町知円別漁港 ～ 標津町元崎無異川右岸高台（海域A）
- B) 羅臼海域船舶目視調査：羅臼町ペキンノ鼻 ～ 羅臼町知円別漁港（海域B）
- C) 標津海域船舶目視調査：標津町元崎無異川右岸高台～標津町標津漁港（海域C）



図1. 調査対象海域

5. 業務内容

1) 業務日数

調査期間は、近年の傾向より、根室海峡に流氷が到達する前の時期に当たる令和8年1月5日～2月9日とし、以下の6期間で構成する。

期間1. 令和8年1月5日 ～1月10日

期間2. 令和8年1月11日～1月16日

期間3. 令和8年1月17日～1月22日

期間4. 令和8年1月23日～1月28日

期間5. 令和8年1月29日～2月3日

期間6. 令和8年2月4日 ～2月9日

A)の陸上目視調査は、期間1～5までの各期間に2日間ずつ、計10日間の調査を実施することとする。なお、事前情報により期間1においてトドの来遊が確認されなかった場合、または天候等の影響により期間1～5において調査を実施できなかった期間が生じた場合には、予備調査として期間6に2日間の調査を行うこととする。また、期間1～6のすべての調査は可能な限り等間隔に分散した日程で実施するものとするが、事前に予測される天候、海況および流氷来遊状況によってはその限りではない。

B)およびC)の船舶目視調査は、期間1～6の中で、それぞれ1日間の調査を行うこととする。B)およびC)の調査は、連続もしくは近接した日程で実施するものとする。

加えて、期間1～5に長期の悪天候が事前に予想される場合は、担当責任者との協議のうえで期間1～6の日程を再検討できるものとする。

2) 船舶手配

トドの探索・目視が可能な小型船舶を、海域BおよびC、それぞれで手配すること。

3) 小型無人航空機手配

トドを発見した際に、その個体数および焼印標識個体情報の正確な把握を行うため、上空から撮影が可能な小型無人航空機、通称ドローンを手配すること。

4) 報告方法

目視調査の結果は任意の記録用紙に記載し、担当責任者へEメールで報告すること。

6. その他

1) 本業務に必要な船舶の燃料および消耗品は請負者の負担とする。

2) 調査の詳細については別添の実施要領を参照し、安全かつ確実に本業務を遂行すること。

3) 疑問点、不明点については担当責任者に相談、協議すること。